

事 務 連 絡
令和5年8月28日

校園長 様

保 健 体 育 課 長

弾道ミサイル発射に係る対応について

みだしの件について、兵庫県教育委員会事務局体育保健課長を通じて、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり依頼がありましたのでお知らせします。

この度、8月24日午前0時から8月31日午前0時（日本時間）までの間に衛星を打ち上げるとして、別添のとおり、内閣官房より情報伝達がありました。

このことを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、防衛大臣からの破壊措置命令に基づき、所要の態勢を維持しているところです。

つきましては、貴校園教職員に対して下記の3点について周知をお願いするとともに、適切に対応するようご指導願います。

なお、本市市立学校園の対応については、令和5年3月15日付で通知の文書をご確認ください（毎年4月の新年度開始に向け、再通知させていただくこととしています）。

記

- 1 万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らないように児童生徒等に対して指導するとともに、警察・消防に連絡すること
- 2 万が一、各機関において、落下物等による被害があった場合や休校・短縮授業の措置をとった場合には、下記連絡先に情報提供をすること
- 3 在校時・登下校時等にJアラートが発令された際の情報伝達や避難行動について改めて確認するとともに、児童生徒等が適切な対応がとれるよう指導すること

(参考)

- ・ 危機管理マニュアル作成の手引き（P.42 弾道ミサイル発射に係る対応について）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf
- ・ 学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/jalert/index.html>